

令和4年度

鷹栖町農業関係補助事業（要約版）

各種事業は着手前に役場へ申請を！



<養液栽培システム>



<サイド自動換気装置>

みんなで創る地域農業交付金制度	1
新規就農者確保対策事業（改正）	3
農業金融促進事業（改正）	4
担い手応援資金事業	5
農地集積等推進補助金（改正）	6
地域農業活性化総合支援事業（改正）	7
原料トマト生産振興対策事業	8
銃猟免許取得事業	9
鷹栖町振興補助金	10

《たくましさと活力あるまちづくりを目指して》

みんなで創る地域農業交付金制度

1 目的

農業者の高齢化と担い手不足が急速に進行する中で、労働力の脆弱化や集落機能の低下による農業生産活動の停滞、ひいては地域そのものの存立や多面的機能の低下も懸念され、地域の将来像を耕作者はもとより地権者も認識し、それぞれの役割、充実感をもって営農できる体制づくりを図りながら、地域が直面する諸課題に対応し、地域の活性化に向けた自主・自立の地域づくりを推進します。

2 事業内容

- ① 地域が、将来の営農に対して明確な目的意識を持った構造改革を行なう場合に、その実現に要する費用の一部を助成。
- ② 地域はおおむね300ha以上であり一定のまとまりのある区域で、国・道の制度の利用が困難なものを考えています。
- ③ 交付金の使途

事業区分	項目	内容	備考
推進費 (ソフト)	交付対象 経費	地域計画や実施計画を策定するために直接必要とする経費	
事業費 (ハード)	交付対象 経費	国費、道費、その他の交付金等の事業を整理した上で真に必要な経費であって、地域計画の実施に要する経費	事業メニューは支援チームの応援をもらって作成

3 地域計画の主な検討事項

- ① 農地改良や共同取組活動の実施方法の検討
- ② 誰が、どこを何年後に管理するのか。そのための地権者・耕作者との調整
- ③ 事業を実施するために活用する補助事業の整理、検討

4 申請手続・事業の流れ

詳しくは、役場産業振興課農業振興係へお問い合わせください。(次頁参照)

みんなで創る地域農業交付金制度

誰に後を託したらいいんだ？

いつのまにか地域の活気がなくなったな

高齢化で農地の管理が出来ない

奨励金がなくなったら、管理もできないなあ～

働いても働いても所得にならない

隣の農地の管理が悪くて、害虫被害が

地域 みんなに相談してみよう

地域計画の策定

将来はこうなってもらいたいもんじゃ

各種事業や「みんなで創る地域農業交付金」の推進費を活用して地域の将来像を描こう！

支援チーム(町・農協・農業委員会・改良区・普及センター)がサポートします。

【ステップ1】
中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金、さらには国費の事業を活用。
【ステップ2】
「みんなで創る地域農業交付金」の事業費を活用

自分たちの地域農業を守るために行動しよう！

【ステップ1】
中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金、さらには国費の事業を活用。
【ステップ2】
「みんなで創る地域農業交付金」の事業費を活用

**地域課題を掘り起こし、
支援チームと協力して
地域農業の活性化を！**

新規就農者確保対策事業（改正）

1 目的

鷹栖町農業の持続的発展を図るため、新たに就農する者が必要とする経費の一部に対し補助を行ない、次代の本町農業を担う意欲ある農業者を育成・確保します。

2 対象者

18歳以上50歳未満で、かつ、本業として本町農業に新規に参入しようとする者又は本町農業者の経営を受け継ぐ当該農業者の子弟を対象とします。ただし、旧新規就農者・農業後継者確保総合対策事業対象者を除きます。

3 事業内容

事業区分	内 容	助 成 額 等
就農支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 鷹栖町内で農作物の栽培技術等の習得を図る新規就農者に助成します。 助成期間は認定後3年以内。 	奨励金として200千円/年を助成 （ただし、後継者の1年目・2年目は500千円/年を助成）
学校研修	<ul style="list-style-type: none"> 北海道立農業大学校が行う研修事業や本大学校が委託する研修事業への参加に係る経費に対し助成します。 	所要経費の8/10以内を助成
実習研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 就農希望者が、農業技術・経営を習得するため、指導農業士等で行う研修を支援します。 ※研修期間：原則6ヵ月/年以上 ※対象期間：研修開始から2年以内 	800千円/年を受入農家に助成 （複数人での受入を行う場合も同額）
	<ul style="list-style-type: none"> 短期間の農業体験を受け入れた農家に対して助成します。 ※体験期間は3ヵ月以内 	受入農家に対し、1人あたり3千円/日を支給 ※助成対象：個人農業者、農業法人、受入農家協議会
資格取得	<ul style="list-style-type: none"> 農業簿記 ・ 機械整備士 ・ 大型免許 大型特殊免許 ・ けん引 農業経営に特に必要と認められる資格 	1/2 以内
家賃助成	<ul style="list-style-type: none"> 町内の賃貸借住宅に入居する研修生、就農者及び後継者の家賃を助成します。 ※対象期間；認定後5年以内 	家賃の1/2以内（上限20千円/月）
経営基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 新規参入者・農業後継者が認定後5年以内に行う所得拡大に向けた取組を支援します。 <活用例> 農地の購入（賃貸していた農地を購入する場合は不可） 単収向上のための農地改良 高性能機械の導入 複合経営のための施設導入 など 	経費の1/2以内を助成します。 （補助金上限：累計3,000千円） ※他の補助事業を活用する場合は、事業費から他の補助金額を除いて残額の1/2以内を助成

※1 就農支援事業、学校研修事業、経営基盤整備事業は令和3年度までに就農したものに限り。

※2 資格取得事業、家賃助成事業は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）対象者に限り。

4 申請手続

随時受付していますので、役場産業振興課農業振興係に申請書を提出してください。新規就農者確保対策事業審査会で審査のうえ、対象の可否について決定します。

農業金融促進事業（改正）

1 目的

農業を目指す者又は農業者等が、研鑽、チャレンジ、経営の維持等必要とする経費について、低利の融資を行うことにより、農業の振興と農家経済の安定を図ります。

2 事業内容

資金の種類	資金の目的	貸付条件	貸付内容
就農研修資金	本町への就農を目指す者が、就農に必要な技術や知識を習得するために必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上45歳未満で本町農業者の子弟で就農を目指す者 農業実習研修を行う者 	貸付利率 1.5%以内 償還期間 7年以内 貸付限度額 個人 2,000千円
新規就農円滑化資金	新規就農者等が営農を開始するにあたり取得した機械施設に要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上45歳未満で本業として本町農業に新規参入しようとする者 本町農業者の経営を受け継ぐ当該農業者の子弟 町内の新設農業生産法人(3戸以上) 	貸付利率 1.5%以内 償還期間 10年以内 貸付限度額 個人 20,000千円 法人 50,000千円
農産加工起業化資金	農産物加工の起業化に伴う原材料及び資材購入費並びに労賃等、運転資金の供給に要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 町内でおおむね3年以上の活動実績があり、今後も意欲的に直売活動等を行うグループ 	貸付利率 1.5%以内 償還期間 8年以内 貸付限度額 個人 7,000千円 法人 7,000千円
経営維持資金	農業経営の維持安定に必要な営農資金	<ul style="list-style-type: none"> 災害又は負傷等により営農の維持に著しく支障があると認められる農家 	<u>貸付利率 1.0%以内</u> <u>償還期間 7年以内</u> 貸付限度額 個人 5,000千円 法人 9,000千円

3 申請手続

資金の融資は、町内各農協で行いますので、金融担当へお問い合わせください。

担い手応援資金事業

1 目的

次世代を担う農業後継者の営農意欲の向上及び中核農業者の投資意欲の向上を図るため、北海道信用農業協同組合連合会が主催する資金制度の利用者に対して利子の助成を行うことにより、農業経営の安定化・高度化に資することを目的とする。

2 事業内容

資 金 名	資 金 の 目 的	貸 付 対 象 者
農業後継者応援資金	既負債による償還圧を軽減することで、後継者が新たな農業経営を展開するための資金	①正組合員 ②個人経営又は法人経営(1戸1法人) ③過去3年の償還財源の平均で借換後の返済が可能であり、償還財源に占める償還元利金の割合が一定程度となる者 ④農業負債関係制度資金等の対象期間中でない者 ⑤原則、3年以上就農し、農業後継者として定着した者を有する者又は原則3年以内に経営移譲を受けた者
中核農業者応援資金		①～④農業後継者応援資金同様 ⑤原則、本資金の借入をした営農年度の翌営農年度までに設備投資(前向き投資)による資金借入を行う者
担い手経営対策資金	負債整理制度資金を制度の制約から利用できない先(M資金未卒業者等)への対策として、経営改善利用計画に基づく既存負債の償還圧の軽減及び営農指導により安定的な農業経営を実現する資金	①正組合員

3 助成内容

対象となる資金の利子全額補給(対象期間:5年間)

4 申請手続

資金の融資は、町内各農協で行いますので、金融担当へお問い合わせください。

農地集積等推進補助金（改正）

1 目的

「人・農地プラン」を基に、斡旋事業による農地の売買及び円滑化事業による利用権設定を通じ、担い手農業者への農地集積を図ることを目的とします。

2 事業内容

事業区分	内 容	助成額等
農地集積 促進支援	<p>「人・農地プラン」に位置付けられた町内の中心経営体（担い手農業者）（買手）に支援を行います。</p> <p>なお、農業委員会の斡旋事業により、売買が成立したものに限り、ます。</p> <p>※水田本地を対象とします。</p> <p><u>※営農の一体性が認められる範囲において、購入全面積又は既存耕作農地と購入した農地を合算し、いずれも5ha以上の団地化が図られる場合に、購入した農地面積を対象とします。</u></p> <p>※一農業者が売り買いを行った場合は、買った分のみの対象とします。</p> <p>※自己所有地を、自己経営の法人への売買は、対象外とします。</p>	<p>・<u>農地評価額（=売買単価）の1/20以内</u></p> <p>・<u>10千円/10a</u></p> <p><u>のいずれか低い金額を助成します</u>（千円未満切捨て）。</p> <p>※一農業者（法人含む）当り、<u>単年度2,000千円/年度</u>を上限とします。</p> <p>※助成金の算出は地積面積とします。</p> <p>※農地保有合理化事業も含みます。</p> <p><u>※上限を超過する場合は、契約日の古い売買の累積とします。</u></p> <p>※一戸一法人の場合は法人+個人上限を<u>2,000千円</u>とします。</p>

3 申請手続

助成対象、助成金額の上限等の詳細については、役場産業振興課農業振興係へお問い合わせください。

地域農業活性化総合支援事業（改正）

1 目的

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取り組みに必要な支援を行うことにより、農業経営の改善や効率化・強化を図り、地域農業活性化を推進します。

2 事業内容（※1）

区分	内容	対象者	助成額等
土づくり事業	堆肥生産者から購入する堆肥及び土壌分析費用	出荷を目的とする町内農業者	○堆肥：2/3以内（補助上限3千円/t） 堆肥投入量上限（10aあたり） 水稲、畑作物、飼料作物：1.5t 牧草、露地野菜、花き、果樹：3t ハウス野菜：6t ○土壌分析：1/2以内（1人5点を上限） ※千円未満切捨てとします。
施設整備事業	ハウス周辺を整備することにより生産性を向上させることを目的として購入する資材及び排水整備		1/2以内 ・遮光資材（補助上限100円/m ² ） ・防虫ネット ・送風機 ・ポンプ（補助上限50千円/基を上限） ・排水整備費用（補助上限50千円/10a以内） ・サイド自動換気機 ※千円未満切捨てとします。
新技術施設栽培推進事業	養液栽培システムの新設又は増設に要する経費の助成（※2）		①養液システム、ポンプ、タンク 1/2以内 ②その他養液栽培に係る資材 1/2以内 ※①+②=1,000千円を上限 ※千円未満切捨てとします。

※1 対象品目は下記のとおり。

①土地利用型は、経営所得安定対策対象作物を除きます。

②施設野菜は、出荷契約されているものとし、自家用は除きます。

※2 新技術資材以外は自己負担となります。

※3 5年間の出荷を条件とします。



3 申請手続

助成対象、助成金額の上限等の詳細については、役場産業振興課農業振興係へお問い合わせください。

原料トマト生産振興対策事業

1 目的

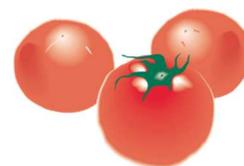
本町の原料トマトの生産において、病害（青枯病など）の発生が見られていました。このため、病害に強い接木苗の導入推進をすることにより、原料トマトの生産振興及び安定生産を図っていくことを目的とします。

2 事業内容

内 容	対 象 者	助 成 額
原料トマトの生産を目的とする接木苗（セル苗）の推進	原料トマト生産者 原料トマト部会 農業協同組合	接木苗の購入費用の1/2以内 ※千円未満切捨てとします。

3 申請手続

助成対象、助成金額の上限等の詳細については、役場産業振興課農業振興係へお問い合わせください。



銃猟免許取得事業

1 目的

鳥獣による農産物への被害対策として、狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費を補助し、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保することを目的とします。

2 事業内容

内 容	対象者	助成額
地域の有害鳥獣捕獲活動を目的として取得する銃猟免許	町内に住所を有し、新規に第1種銃猟免許を取得するもの。免許取得後は、猟友会鷹栖部会に入会するもの。	銃猟免許取得等に発生する経費（備品は除く）の10/10以内。ただし、100千円を補助上限とします。

3 申請手続・事業の流れ

詳しくは、役場産業振興課農林畜産係へ御相談ください。



鷹 栖 町 振 興 補 助 金

～ 鷹栖町振興補助金とは？ ～

地域の振興を目的に行う自主活動及び町の課題解決に向けて先進地を視察研修する際の費用等の一部を補助します。

■自主活動支援事業

各サークル、団体等の会員が生涯を通じて活動するリーダーの養成や講座などへの参加、町民みんなが生涯にわたって学習する機会への参加に必要な経費の一部を助成します。

- 自主活動支援
- 自主研修支援
- 農業女性・担い手グループ地域産業振興支援
- 地域産業連携支援

■協働のまちづくり推進事業

地域力を活かした協働のまちづくりの実現を目指し、町民が行政と連携して取り組むまちづくり活動を支援します。

～ 申請手続・事業の流れ等 ～

- 詳細については、産業振興課または総務企画課へご相談ください。

【各種事業問合せ】

たいせつ農業協同組合 鷹栖支所 営農施設課	TEL 87-4111
あさひかわ農業協同組合 北野基幹支所	TEL 87-2131
鷹栖町役場 総務企画課	TEL 87-2111
産業振興課	TEL 74-3582